

報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人育成会

社会福祉法人育成会
評議員及び役員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人育成会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分は全員非常勤である。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事長の職務)

第3条 理事長はこの法人を代表し、この法人及び施設を統括する。

(理事長の報酬等の支給)

第4条 理事長には、報酬を支給する。

- 2 理事長報酬及び費用弁償については、本部会計より別表1により支給し、評議員会が定める。

(報酬等の支給)

第5条 この法人は、役員に職務執行の対価として、本部会計より別表1により報酬及び費用弁償を支給することができる。(但し育成会の行事等の場合は適用しない。)

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額を本部会計より、総額の範囲内で支給することができ、費用弁償を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第6条 この法人の全評議員の報酬総額は、年間16万円以内とする

- 2 この法人の理事長の報酬総額は、年間650万円以内とする。

- 3 この法人の理事長以外の理事報酬総額は、年間 35 万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間 17 万円以内とする。
- 5 評議員選任・解任委員の報酬は別表 1 に定める額とする。
- 6 苦情解決第 3 者委員の報酬は別表 1 に定める額とする。

(費用弁償)

- 第 7 条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
- 2 評議員及び理事長並び役員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）は別表 2 に定める額を支給する。

(報酬等の支給日)

- 第 8 条 評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 9 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

- 第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(適用除外)

- 第 12 条 施設の職員を兼ねる役員の報酬については、この規程を適用しない。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	費用弁償費
評 議 員	9,000 円	天草島内 1,000 円
理 事 長	20,000 円	報酬に含む
理 事	天草島外 9,000 円 天草島内 9,000 円	天草島外 10,000 円 (100 km以上) 天草島内 1,000 円
監 事	9,000 円	天草島内 1,000 円
評議員選任 解任委員	9,000 円	天草島内 1,000 円
苦情解決 第3者委員	9,000 円	天草島内 1,000 円

別表2 (日額)

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
実 費	実 費	実 費